

出 資 法 人 の 概 要 調 書

名 称	公益社団法人 静岡県農業振興基金協会
代 表 者	理事長 梶 毅
所 在 地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 静岡県農業会館4階 電話番号 054-284-9545
設 立 年 月 日	昭和56年8月25日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課（農業戦略班） 電話番号 054-221-2633
設 立 目 的	（定款第3条） この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。
主 要 事 業	（定款第4条） 1 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業 2 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業 3 健康で明るい村づくりに関する助成事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	4,001,000千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県 2,000,000千円（49.9%） 農業団体 2,001,000千円（50.1%）
役員の名	理 事 長 梶 毅 理 事 横山 雅機 理 事 遠藤 東 理 事 平野 裕二 理 事 渥美 保広 理 事 深澤 忠伸 理 事 坪井 正守 理 事 杉山 和陽 理 事 榛葉 智之 理 事 藤野 勉 理 事 篠崎 隆 理 事 新田 明彦 監 事 新井 孝典 監 事 細谷 勝彦
摘 要	

公益社団法人静岡県農業振興基金協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業
- (2) 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業
- (3) 健康で明るい村づくりに関する助成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、静岡県農業協同組合中央会、静岡県信用農業協同組合連合会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、静岡県その他この法人の目的に賛同して入会したものであって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金、寄託金又は会費)

第7条 静岡県農業協同組合中央会及び静岡県は出資金を、その他のものは寄託金又は会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(寄託金の返還に係る債権の譲渡)

第11条 会員は、退会しようとするとき又は除名されたときは、寄託金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(寄託金の返還)

第12条 この法人は、この法人が解散したときは、寄託金の返還に係る債務以外の債務

を弁済した後に、解散の時ににおける会員の寄託金の総額を限度として当該会員の抛
出割合に応じて寄託金を当該会員に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会と
する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場
合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長
が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目
的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、総会の日の2週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもつ
て通知する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を業務執行理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 会費
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (5) この法人の設立後に理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分の制限)

第38条 前条第2項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第49条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、夏目善宇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和7年度 公益社団法人静岡県農業振興基金協会の理事及び監事名簿

役 職 名	氏 名	所 属・役 職
理 事 長	鈴木 政 成	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理 事	浅 井 弘 喜	静岡県経済産業部農林水産統括部長
理 事	片 瀬 諭	静岡県経済産業部政策管理局長
理 事	中 尾 穰	静岡県経済産業部農業局長
理 事	梶 毅	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	河 原 崎 友 二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	藤 沼 和 明	富士伊豆農業協同組合代表理事専務(中東部地区農協代表)
理 事	山 田 耕 司	遠州中央農業協同組合代表理事理事長(西部地区農協代表)
業務執行理事	和 田 康	静岡県農業協同組合中央会専務理事
理 事	榛 葉 智 之	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
理 事	鎌 野 厚	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事専務
監 事	安 本 和 正	静岡県厚生農業協同組合連合会代表理事専務
監 事	新 井 孝 典	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部副本部長兼管理部長

事業報告

令和7年度

令和7年4月 1 日から
令和8年3月 31 日まで

I 事業実施の状況

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化や減少に加え、夏季の異常な高温、燃油・資材の高騰など様々な問題を抱えています。このため、次代を担う経営体の育成、環境に配慮した安全・安心な食料の安定供給、本県農畜産物の消費拡大や国際競争力の強化、優良農地の確保と集積など、幅広い課題への対応を迫られています。

こうした状況を踏まえ、本協会は、行政機関及びJAグループとの連携を通じて、活力ある静岡県農業の構築を図るとともに、農業経営の改善や地域農業の振興を目指す農業者等の組織などの活動を支援するため、次の事業に取り組みます。

1. 競争力のある経営体の育成と産地の強化及び本県主要農産物の消費拡大
2. 農業・農村における幅広い担い手の育成と確保
3. 農産物のマーケティング、農業生産技術の研究、新技術・新品種の導入や新商品開発など地域農業振興対策の推進
4. 地域の特性を活かした農山村地域の活性化
5. 県民への農業・農村の理解促進と食農教育の推進

实施内容

基本方針に基づき、助成事業として指定事業及び一般事業(担い手育成対策事業、地域農業振興対策事業、農村振興対策事業)とともに、事務局事業(静岡県農林水産業理解促進事業)を実施しました。

1. 助成事業

- (1) 指定事業 5 件 助成金支給確定額 40,000,000 円

農業関係機関及び団体等が実施する担い手育成事業や茶業振興事業に対し、定額助成を実施しました。

令和7年度は、全国共済農業協同組合連合会（地域・農業活性化積立金）及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施しました。

① 次代を担う人材確保・育成支援事業

(公益社団法人 静岡県農業振興公社 1,500,000 円)

静岡県への就農情報をインターネットでリアルタイムに発信するとともに、新規就農パンフレット等を活用した就農募集を実施し就農につながりました。

就農相談件数は161件で、その内訳は東京、大阪での新・農業人フェアや移住フェアに5回参加し78件、県内相談会83件でした。

現地見学会を12回開催し、就農希望者57人の参加がありました。更に就農計画策定中の新規就農者17人と情報交換を11回実施しました。

② 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 1,000,000 円)

第74回静岡県JA青年組織活動実績・JA青年の主張発表大会を開催し、意見交換により、活動の活性化と組織強化につなげました。

静岡県JA青壮年部リーダー研修会に59名が参加し、2回実施しました。第1回は榊雨風太陽代表取締役、第2回は農業開発研修センター会長から講演をいただき、組織のリーダーに必要な資質や青壮年部の役割について学びました。

また、上島農産とファーマーズマーケット三方原店を訪問し、主に農産物の流通について研修を行いました。

③ 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 1,500,000 円)

柑橘のドローンによる農薬散布で農薬が効果的に付着する樹形を試験し、縦開窓樹形が適しているという結果が確認できました。

水稻の耐暑性を持つ良食味品種「あきさかり」「あいちのこころ」の県内における栽培技術の適応性が確認されました。

大豆品種「フクユタカ A1号」の試験栽培を行い、目標収量は達成し、収穫時の品質は良好でした。

④ 農業高校夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 1,000,000 円)

夢・未来塾入塾式で食と環境の関係を探求する第一人者であるふじのくに地球環境史ミュージアム館長の講演、また、県の指導を受け9人が農業プランの策定・発表を行い、農業人材を育成することができました。

JA青年の主張発表大会で発表を行い、9人が1分間スピーチ、3人が意見発表を行い、農業に対する考え方の整理が図られました。

富士宮地区の先進農家である、榊いでぼく、白糸滝養魚場、アドリ榊で視察研修を行い、就農意欲を喚起できました。

⑤ 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 35,000,000 円)

静岡茶の危機的状況に対応するため、以下の取り組みを行いました。

静岡茶の認知度向上のため、テレビ、ラジオ、WEBで情報発信をしたことで、高いブランド認知を獲得しました。

生産流通実態調査(延400回)を行い、茶期ごとの生産販売姿勢、情

勢報告、新たな入札取引の試験的实施への情報として活用しました。

行政、関連組織、企業等と連携した静岡茶の多用途利用と販売促進のため抹茶ペースト等食品加工品への活用の幅を広げ、商品の香味ターゲットを設定するために多様な産地(11産地)、高品質な試料茶を取り寄せて品質香味を確認しました。

国内外の商談会への参加、PRイベントの実施による情報発信として延5日の推進活動に取り組みました。

優良茶品種苗木の安定生産のため、苗木の生産体制整備と定植指導を実施し、茶苗木70万本以上を普及しました。

(2) 一般事業 82件 助成金支給確定額 29,256,000円

農業者等の組織などが地域農業の課題解決に向けた事業を実施するのに要する経費の一部(1/2以内等)を助成しました。

令和7年度は、担い手育成対策事業11件、地域農業振興対策事業63件及び農村振興対策事業8件、合計82件に助成を行いました。

① 担い手育成対策事業 (11件 2,579,000円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織及び農業協同組合が実施する事業に対して助成を実施しました。

ア. 農業者経営能力等向上事業 (6件 1,567,000円)

(ア) JA大井川青壮年部焼津支部は、相続を円滑にすすめるため、経営継続や相続についての勉強会、部員個々の個別相談会や伴走支援を実施しました。

(イ) 新規就農者遠州中央地域受入連絡会は、新規就農者の確保を促進するため、中遠地域をPRするポスター、チラシ等の作成をし、関係機関に配布するとともに、新・農業人フェア等で活用しました。

イ. 担い手等広域交流促進事業 (2件 614,000円)

(ア) JAしみず青壮年部は、樹園地を継続的に活用していくため、先進地である他県JA青壮年部員が経営する先進事例を視察するとともに、青年部員と意見交換をして、その結果を参考に地域に合った活動を明確化し、ポリシーブックの改定を行いました。

ウ. 生きがい農業応援事業 (2件 351,000円)

(ア) JA遠州夢咲は、ファーマーズマーケット出荷者向けの講習会を一新し、農業の基礎知識を習得するための実践的な講習を組んで実施することで、多様な担い手の育成を図りました。

エ. 女性活動、農村男女共同参画推進事業 (1件 47,000円)

(ア) 浜松市認定農業者協議会三ケ日支部女性セミナーは、男性に任せがちな農機具メンテナンスや作業改善推進の勉強会を開き、女性目線からの作業の効率化が図れるよう知識を習得しました。

② 地域農業振興対策事業 (63件 24,713,000円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 農産物マーケティング推進事業(22件 8,752,000円)

(ア) 藤枝市の向島園集落は、有機茶の消費拡大をするため付加価値

を付けた商品の開発を行いました。GABAや乳酸菌を配合した有機茶製造を行い、商品を開発しました。今後販売を行っていく予定です。

- (イ) JA遠州夢咲では、バイオ炭を使用した茶の生産に取り組んできました。この茶を普及するため、消費者への意識調査、試験販売による需要動向を確認しました。またバイオ炭施用区と無施用区で比較した茶の品質調査を行い、生産者のバイオ炭の利用促進をしました。
- (ウ) 浜松市認定農業者協議会天竜支部は、これまで農業者が直接消費者に販売し、プレゼンする方法を柱にPRしてきましたが、マーケティングを見直し、天竜地域の農産物について販売サイト、パッケージ、ロゴデザインをトータルで監修できる者を設置し、効果的な地域ブランド化を図りました。
- (エ) 茶学研究会では、次代のお茶に関わる人材やお茶のファンを増やすため、小学生を対象に、実験を取り入れたお茶の効能をわかりやすく解説する「子ども体験セミナー 知らなかった『お茶のヒミツ』」を開催し、16組30人の親子が参加しました。

イ. 農業生産研究事業 (19件 7,784,000円)

- (ア) JAふじ伊豆では、イチゴ栽培の高温対策として遮光剤をドローンでハウスに塗布する試験を行いました。作業効率は大幅に良くなる結果を得ましたが、コスト負担が大きいことから、農業者に強く推奨するまでには至りませんでした。
- (イ) 榑えんもり(旧遠州森茶農協同組合)は、碾茶への切り替えを進めるため組織強化を図るとともに園地調査、高品質碾茶製造のための技術取得、碾茶商品の開発を行い。産地の補強をすることで安定経営を図ります。
- (ウ) JAとぴあ浜松では、水稻栽培の夏場の高温対策のため、水田の気温低下に効果のある肥料「けい酸加里プレミアム34」を使った試験を行いました。良好な結果を得ることができたことから、生産者の利用促進が図られました。
- (エ) 静岡県農業参入法人研究会の畑わさび生産拡大プロジェクトは、需要の高い加工用わさびとして畑わさびの安定的な生産をするため、畑わさび用品種の栽培試験、課題となっている夏場の育苗試験を行いました。一定の効果を得ることができ、育苗専門企業との連携により生産者への苗供給が開始されました。

ウ. 安全安心な農産物を生産するための基盤づくり事業 (2件 806,000円)

- (ア) みしまオーガニック給食プロジェクトは、安全安心な農作物の提供を広める活動を行っています。無肥料、無農薬による水稻栽培を行い、そこで収穫した有機米を給食用として三島市内の全小中学校に無償提供し、有機農業の理解の拡大につなかりました。

エ. 農作物鳥獣等被害対策事業 (1件 241,000円)

- (ア) 川根本町さつまいも研究会は、さつまいもの生産に大きな障害となっている鳥獣害対策が喫緊の課題となっています。そこで地域で講師を招いて動物の習性や効果的な電気柵の設置方法を学び、電気柵の設置の改善を行ったところ、被害が減少し、生産量を確保することができました。

オ. 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業 (5件 1,734,000 円)

(ア) 金谷葉菜類栽培グループは、荒廃茶園の有効活用モデルとして葉菜類の試験栽培に取り組んでいます。ブロッコリー、ミニ白菜の栽培は可能という結果を得ましたが、経営作物として導入するには、茶園土壌の矯正の必要性など課題があることを把握しました。

(イ) ぶどう山椒産地化プロジェクト事業は、茶園の荒廃化がみられる牧之原市において、茶園からの転換作物としてぶどう山椒を試験的に取り入れ、先進地視察により栽培、生産方法を勉強し、実証圃を設け、試験栽培に取り組んでいます。

カ. 農業生産新技術研究・導入促進事業 (14件 5,396,000 円)

(ア) 新商品開発販売研究事業 [2件 1,000,000 円]

a. 静岡いちご協議会は、いちごの新品種候補である「静岡 16 号」について、その果実の輸送後の品質状況、着荷の品質調査、実需者の聞き取り調査で確認しました。食味については一定の評価を受けましたが生産者ごとにバラツキがあり、また果梗が折れやすいことが判明し、来年度の販売に向けて課題を把握することができました。

(イ) 農業新技術開発普及促進事業 [10件 3,396,000 円]

a. JA ふじ伊豆 ④ わさび共販委員会は、夏の高温によりわさびの枯れや根茎の腐りが増加して収量が減少しています。その対策で、赤外線吸収ネットの被覆試験を行い、慣行の遮光ネットとわさびの生育の比較試験で、赤外線吸収ネットを使用したわさびの生育が良いという結果が得られました。今後、費用対効果について確認して、生産者への普及を見極めていきます。

b. 磐田デジ農研究会は、農福連携を円滑に進めるため、生産者側と福祉側がともに納得できる仕事・作業量の定量化が必要となります。依頼作業で最も多いのが除草作業であり、AI 画像認識で除草作業量を推定することについて試験しました。改善点を把握することができ、今後、実用化できるよう改善を進めていきます。

c. JAとびあ浜松柑橘部会青年部は、経営力の弱い新規就農者が柑橘貯蔵できるよう、簡易貯蔵方法を検討しました。柑橘の腐りは少なかったのですが、通常の倉庫よりは外部環境の影響を受けやすいという結果を得ました。今後、材質等の見直しを行い、新規就農者の経営継続の一助としていきます。

(ウ) 優良種苗供給事業 [2件 1,000,000 円]

a. JA遠州夢咲いちご部会は、夏場の猛暑による炭疽病の発生増加で苗不足が問題となっています。苗確保には炭疽病発生を抑制する必要があり、展張りができる遮熱・遮光ネット(青天張)のよるいちごの試験栽培を行い、ハウス内温度の低下や葉焼けの減少が確認できました。

③ 農村振興対策事業 (8件 1,964,000 円)

農村の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成しました。

ア. 地域特産づくり推進事業 (1件 500,000 円)

(ア) JAハイナンは、茶の転換作物としてさつまいもの導入を検討しており、生産者の経営を安定させることが求められています。令和7年度は販売方法について検討し、干し芋製造、販売資材の作成、実需者との連携協議、焼き芋販売等を行い、経営上の課題を明らかにしました。今後課題を解決する取り組みを行い、安定経営のできる作物としていきます。

イ. グリーン・ツーリズム推進事業 (4件 845,000 円)

(ア) 静岡県グリーン・ツーリズム協会北遠支部は、管内のインターネットやモバイル端末の通信エリアが拡大したことから、デジタル化の遅れを取り戻し、効果的な情報発信を行うため、デジタル方式によるスタンプラリーの開催、SNSによる情報発信を実施し、観光客が訪問しやすい環境を整えました。

ウ. 食農教育支援事業 (3件 619,000 円)

(ア) NPO 法人いきものがかり de みんなの農業高校は、静岡農業高校の卒業生が講師となって、次代の農業の理解者となる小学生が興味関心を示せるよう植物、動物、農業、農業施設(農道)など農業に関わる各種講座を実施しました。

(イ) NPO 法人しずおかオーガニックプロジェクトは、小学生、その保護者が有機農産物に対する理解を深め、環境負荷の小さい農業が地域に広まるよう、オーガニック給食実施に伴う食農教育教材及び教師用のガイドブックを作成、県内全小学校に配布しました。

エ. 直売所等開設支援事業 (0件 0 円)

令和7年度の当事業の活用はありませんでした。

なお、緊急助成事業は実施しませんでした。

2. 事務局事業 1件 303,600 円

県民をはじめ国内外へ幅広く静岡県農林水産業を紹介するため、パンフレット「静岡県の農林水産業」を作成しています。令和7年度は県との協議で内容を刷新したパンフレットを作成し、各JA、県関係組織、各市町図書館、農業関係団体に配布しました。

Ⅱ 主な処理事項

1. 会議等

年月日	処 理 内 容
7.5.13	監事監査
5.16	事業運営委員会 ① 令和6年事業報告について ② 令和6年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について
6. 2	理事会 ① 第14回定時総会の招集と付議事項について ② 令和6年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録の承認について ③ 役員の補欠選任について
6.11	議案説明会 ① 令和6年度事業報告について ② 令和6年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認について ③ 役員の補欠選任について ④ 附帯決議案
6.30	第14回定時総会 ① 令和6年度事業報告について ② 令和6年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認について ③ 役員の補欠選任について ④ 附帯決議案
7.10	事業運営担当者会議 ① 令和7年度助成事業(一般事業)の申請内容の検討について
7.17	事業運営委員会小委員会(書面審議) ① 令和7年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
7.25	事業運営委員会(書面審議) ① 令和7年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
8.12	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 令和7年度助成事業(一般事業)の承認について
8.1.15	事業運営委員会小委員会 ① 令和8年度基本財産の運用計画について ② 令和8年度寄附金の受入計画について ③ 令和8年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和8年度収支予算案と事業別予算について
1.23	事業運営委員会

	① 令和8年度基本財産の運用計画について ② 令和8年度寄附金の受入計画について ③ 令和8年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和8年度収支予算案と事業別予算について
2.9	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 臨時総会の招集と提出議案について ③ 事業運営委員会規定の変更について ④ 鈴木理事長の利益相反取引に係る契約の締結について
3.12	臨時総会議案説明会 ① 令和8年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 附帯決議案
3.27	臨時総会 ① 令和8年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 附帯決議案

2. 主務官庁(静岡県)等への報告

年月日	処 理 内 容
7.6.24	令和6年度事業報告等に係る書類提出(認定法 C2-1)
8.21	役員(理事)変更届出書類の提出(認定法 B4-1)
8.3.16	令和8年度事業計画書等に係る書類提出(認定法 C1-1)

3. 登記関係

年月日	処 理 内 容
7.7.16	役員(理事)の変更登記

4. 税務関係

年月日	処 理 内 容
7.12.4	静岡市へ駿河区償却資産の簡易申告書提出

5. 一般業務事項

年月日	処 理 内 容
7.4.28	令和6年度助成事業(指定事業)の確定(5件)
4.24	令和6年度助成事業(一般事業)の確定(75件)
4.14	令和7年度助成事業(指定事業)の決定(5件)
	令和7年度助成事業(一般事業)説明会
4.10	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
4.11	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
4.15	東部地区 静岡県東部総合庁舎
4.16	志太榛原地区 JA 大井川本店
4.18	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
4.18	西部地区 静岡県西部総合庁舎
	令和7年度助成事業(一般事業)事前審査(ヒアリング)
5.14	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
5.19	東部地区 静岡県東部総合庁舎
5.20	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
5.21	志太榛原地区 静岡県藤枝総合庁舎
5.23	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
5.26	西部地区 静岡県西部総合庁舎
6.20、6.30	令和7年度助成金(指定事業)の支払い(5件)
8.19	令和7年度助成金(一般事業)の支給決定(82件)
9.25	令和7年度助成金(一般事業)の支払い(82件)
8.25～3.27	令和7年度助成事業(一般事業)の計画変更承認(17件)
7.31～1.28	令和7年度助成事業(指定事業)の現地確認調査(5件)
10.22～2.24	令和7年度助成事業(一般事業)の現地確認調査(62件)
8.1.28	産官学技術交流事業報告会(事業募集広報)
12.17～3.25	令和7年度助成事業(一般事業)の助成金返還(8件)

Ⅲ 組 織

1. 会 員(令和7年度末現在)

No.	会 員 名	No.	会 員 名
1	静岡県	10	静岡市農業協同組合
2	静岡県農業協同組合中央会	11	大井川農業協同組合
3	静岡県信用農業協同組合連合会	12	ハイナン農業協同組合
4	静岡県経済農業協同組合連合会	13	掛川市農業協同組合
5	静岡県厚生農業協同組合連合会	14	遠州夢咲農業協同組合
6	全国共済農業協同組合連合会	15	遠州中央農業協同組合
7	函南東部農業協同組合	16	とびあ浜松農業協同組合
8	富士伊豆農業協同組合	17	三ヶ日町農業協同組合
9	清水農業協同組合	計	17 会員

2. 役 員(令和7年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
理 事 長	1	鈴木政成
業務執行理事	1	和田 康
理 事	9	浅井弘喜 片瀬諭 中尾穰 梶毅 河原崎友二 藤沼和明 山田耕司 榛葉智之 鎌野厚
監 事	2	安本和正 新井孝典
合 計	13	

3. 事業運営委員(令和7年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
委 員 長	1	和田康
委 員	12	平野裕二 尾崎陽一 田林大介 佐田康稔 平野亮 土屋聖子 室伏学 秋本智彦 本間均 清水直也 桑原吉英 新井孝典
合 計	13	

4. 職 員(令和7年度末現在)

職 名	員数	氏 名
事 務 局 長	1	川出伸明
次 長(兼務)	1	海野絢一
経理担当(兼務)	1	横山裕美
合 計	3	

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	12,741,514	15,862,013	△ 3,120,499
定期預金	0	0	0
未収金	5,513,536	3,824,461	1,689,075
流動資産合計	18,255,050	19,686,474	△ 1,431,424
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,202,549,074	3,203,328,660	△ 779,586
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,003,563,757	4,004,343,343	△ 779,586
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	33,426,538	44,163,538	△ 10,737,000
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	54,426,538	65,163,538	△ 10,737,000
(3) その他固定資産			
什器備品	89,935	239,824	△ 149,889
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	89,935	239,824	△ 149,889
固定資産合計	4,058,080,230	4,069,746,705	△ 11,666,475
資産合計	4,076,335,280	4,089,433,179	△ 13,097,899
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出資金	2,038,868,354	2,050,393,482	△ 11,525,128
寄附金	4,000,000	4,000,000	0
指定正味財産合計	2,042,868,354	2,054,393,482	△ 11,525,128
(うち基本財産への充当額)	(1,999,800,816)	(2,000,588,944)	△ 788,128
(うち特定資産への充当額)	(37,426,538)	(48,163,538)	△ 10,737,000
2 一般正味財産	33,466,926	35,039,697	△ 1,572,771
(うち基本財産への充当額)	(3,762,941)	(3,754,399)	(8,542)
(うち特定資産への充当額)	(17,000,000)	(17,000,000)	(0)
正味財産合計	2,076,335,280	2,089,433,179	△ 13,097,899
負債及び正味財産合計	4,076,335,280	4,089,433,179	△ 13,097,899

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	27,971,983	25,342,880	2,629,103
基本財産受取利息	27,971,983	25,342,880	2,629,103
特定資産運用益	159,539	53,538	106,001
特定資産受取利息	159,539	53,538	106,001
受取寄附金	50,737,000	55,000,000	△ 4,263,000
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄附金振替額	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
受取出資金振替額	10,737,000	0	10,737,000
雑収益	53,393	14,080	39,313
受取利息	53,393	14,080	39,313
雑収益	0	0	0
経常収益計	78,921,915	80,410,498	△ 1,488,583
(2) 経常費用			
事業費	76,513,487	88,462,896	△ 11,949,409
給料手当	4,978,600	5,800,300	△ 821,700
福利厚生費	1,081,800	1,243,700	△ 161,900
会議費	36,120	35,700	420
旅費交通費	165,816	172,967	△ 7,151
通信運搬費	240,678	168,667	72,011
減価償却費	104,922	9,224	95,698
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	57,396	47,596	9,800
印刷製本費	303,600	0	303,600
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	69,256,000	80,711,000	△ 11,455,000
指定事業助成金	40,000,000	55,000,000	△ 15,000,000
担い手育成対策事業助成金	2,579,000	2,738,000	△ 159,000
地域農業振興対策事業助成金	24,713,000	20,081,000	4,632,000
農村振興対策事業助成金	1,964,000	2,892,000	△ 928,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑費	78,555	63,742	14,813
管理費	3,981,199	4,257,095	△ 275,896
給料手当	2,419,400	2,752,700	△ 333,300
福利厚生費	516,200	583,300	△ 67,100
会議費	24,915	33,552	△ 8,637
旅費交通費	39,725	33,516	6,209
通信運搬費	80,235	56,234	24,001
減価償却費	44,967	3,953	41,014
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	14,349	11,899	2,450
印刷製本費	154,000	160,600	△ 6,600
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金	425,800	425,690	110
委託費	0	0	0
雑費	171,608	105,651	65,957
経常費用計	80,494,686	92,719,991	△ 12,225,305
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,572,771	△ 12,309,493	10,736,722
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,572,771	△ 12,309,493	10,736,722

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	1	△ 1
固定資産除去損	0	1	△ 1
什器備品除去損	0	1	△ 1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
当期一般正味財産増減額	△ 1,572,771	△ 12,309,494	10,736,723
一般正味財産期首残高	35,039,697	47,349,191	△ 12,309,494
一般正味財産期末残高	33,466,926	35,039,697	△ 1,572,771
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
受取寄附金	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
基本財産運用益	9,827,449	8,712,767	1,114,682
基本財産受取利息	9,827,449	8,712,767	1,114,682
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	106,933	41,810	65,123
特定資産受取利息	106,933	41,810	65,123
一般正味財産への振替額	△ 56,459,510	△ 59,317,740	2,858,230
当期指定正味財産増減額	△ 11,525,128	△ 563,163	△ 10,961,965
指定正味財産期首残高	2,054,393,482	2,054,956,645	△ 563,163
指定正味財産期末残高	2,042,868,354	2,054,393,482	△ 11,525,128
Ⅲ 正味財産期末残高	2,076,335,280	2,089,433,179	△ 13,097,899

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
(流動資産)	現金				0
	普通預金	静岡県信連本店		運転資金	12,741,514
	定期預金	静岡県信連本店		運転資金	0
	未収金	地方債の運用益等の未収額		基本財産、特定資産の運用益等の未収額	5,513,536
流動資産合計					18,255,050
(固定資産)					
基本財産	有価証券	第51回地方公共団体金融機構債他		地方債等で保有し、運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	3,202,549,074
	普通預金	静岡県信連本店		運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	0
	定期預金	静岡県信連本店		運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	801,014,683
特定資産	農業振興基金積立資産	静岡県信連本店		定期預金で保有し、全額が公益目的保有財産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	17,000,000
	農業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店		普通預金及び定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	33,426,538
	茶業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店		定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業の茶業振興に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の茶業振興の財源として使用している。	4,000,000
その他固定資産	什器備品	パソコン2台 静岡市駿河区曲金3-8-1		70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	89,935
	ソフトウェア	会計処理ソフト 静岡市駿河区曲金3-8-1		70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	0
固定資産合計					4,058,080,230
資産合計					4,076,335,280
(流動負債)					
	未払金				0
流動負債合計					0
(固定負債)					
	預り寄託金	静岡県経済連等		会員からの寄託金	2,000,000,000
固定負債合計					2,000,000,000
負債合計					2,000,000,000
正味財産					2,076,335,280

令和8年度事業計画・収支予算

I 事業計画

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化と減少、天候不順による生育不良、耕作放棄地の増加など様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、県及び農業団体が行う農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化などのための諸施策を、更に補完・充実することを目的に事業を実施する。

公益目的事業を主たる目的とした「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の趣旨に基づき、農業振興基金協会事業に取り組む。

- 1 農業者の経営能力や技術力向上のための研修、仕組みづくり等、地域農業の担い手の育成・確保に関する助成事業
- 2 農産物のマーケティング、新技術・新品種の導入、安全安心な農産物の生産基盤づくり鳥獣害対策、耕作放棄地対策等、地域農業の振興に関する助成事業
- 3 地域の特産づくり、グリーン・ツーリズム、食農教育の推進等、農山村振興に関する助成事業
- 4 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

実施計画

- 1 基本方針に基づき、助成事業（指定事業・一般事業）及び事務局事業を実施する。
- 2 指定事業は、全国共済農業協同組合連合会及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施する。
- 3 一般事業は、当協会の中核事業として位置付け、40 億円の基本財産運用益により実施する。

助成事業

1. 指定事業（28,000 千円）

全国共済農業協同組合連合会及び静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を基に、農業関係機関、団体等が実施する担い手育成事業や寄附者の要望に基づく事業に対し定額助成を行う。

(1) 次世代農業を担う人材確保・育成支援事業

((公社)静岡県農業振興公社 助成額:1,125 千円)

農業者の高齢化等に伴う担い手確保対策が喫緊の課題である中、県内外からの新規就農者の確保とともに就農直後のフォローアップを行い、将来の産地を担う人材育成に繋げる。

(2) 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 助成額:750 千円)

次世代の農業・JAを担う青壮年部員に向けた農業所得向上に関するセミナーや先端技術に関する視察研修、JA青年組織活動実績・JA青年の主張発表大会を通じて、地域農業の担い手の自覚を高めるとともに、JA青壮年部組織のリーダーを養成し、次代を担う青年組織の強化に繋げる。

(3) 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 助成額:1,125 千円)

地域特産作物の振興を目的とし、担い手、JA技術員とともに、現地技術実証、新技術普

及、研修会の開催等を行う。これらの活動を通じ、地域農業の中核を担う農業者の所得増大に資するとともに、JA技術員の資質向上を図る。

(4) 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業（静岡県経済農業協同組合連合会助成額:25,000 千円）

茶業情勢の変革期に際し、JA 仕上茶・静岡茶の認知度向上と消費拡大に向け TV 放映、WEB による情報発信等で静岡茶のプロモーション活動を継続的に推進する。

また、需要のある茶商品の企画開発に取り組み、さらに、荒茶の流通実態を継続的に調査し、持続可能な静岡茶生産体系構築へと繋がる計画販売を推進する。

茶生産現場に対しては、取扱茶苗木品種の生産体制整備を進め、持続可能な生産体制の構築に取り組む。

2. 一般事業（21,000 千円）

基本財産約 40 億円の運用益を基に、農業者等が主体となった現場における課題解決の取組に対し、必要な経費の一部(1/2 以内等)を助成する。

(1) 担い手育成対策事業（2,300 千円）

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織、担い手の組織及び農業協同組合が実施する次の事業に対して助成する。

① 農業者経営能力等向上事業(1,000 千円)

農業青年・女性グループ等の農業経営者能力、技術力等の向上を図るために実施する講座、研修、研究等の担い手育成活動

② 担い手等広域交流促進事業（700 千円）

担い手の組織が行う地域を越えた研究集会や情報交換会等の活動

③ 多様な担い手確保育成事業（300 千円）

生きがいや自給、ファーマーズマーケット等への出荷を目指す多様な農業者に対する農業の基礎研修

④ 女性活動、男女共同参画推進事業（300 千円）

女性活動及び男女共同により社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動

(2) 地域農業振興対策事業（16,900 千円）

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び鳥獣被害対策、耕作放棄地再生等を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 農産物マーケティング推進事業(6,000 千円)

マーケティング戦略に基づく新たな需要の創造を図るための市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等のマーケティング活動

② 農業生産研究事業(5,000 千円)

農業生産技術(気候変動対策等)や新作物の調査研究及び現地実証。燃油・肥料・資材高騰対策技術の調査研究・実証の活動

③ 安全・安心な農産物を生産するための基盤づくり事業(500 千円)

IPM(総合的病虫害・雑草管理)やGAP(農業生産工程管理)等の認証取得、残留農薬の分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等に対応した、安全安心で環境に配慮した農産物生産供給活動

④ 農作物鳥獣等被害対策事業(400 千円)

有害鳥獣等の被害防止や駆除を推進するための研修会・講演会の開催、デジタル技術等を用いた被害対策技術の現地実証の活動

⑤ 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業(1,000 千円)

農地集積のための合意形成、遊休農地や耕作放棄地の再生利用等、農用地の有効活用に取り組む組織の運営管理活動

⑥ 農業新技術研究・導入促進事業(4,000 千円)

新技術等の研究・導入に取り組む、農業者・農業後継者の組織(学生等)、農協が行う次の事業(独自開発のものは10/10)

ア 新商品開発販売研究事業

農産物の付加価値を高めるための新商品開発、試験販売活動や農産物の新流通システムの確立研究

イ 農業新技術開発普及促進事業

新技術開発のための研究活動及び現地普及のための現地実証等の活動

ウ 優良種苗供給事業

産地の強化を図るための新品種や優良種苗等の生産供給体制整備と新品種の育成

(3) 農村振興対策事業 (1,800 千円)

農山村地域の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び食農教育・花育を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 地域特産づくり推進事業(300 千円)

農地の有効活用や農林特産物の振興を図るための地域の特性を活かした新作物の導入、特産品開発、販売促進活動等

② グリーン・ツーリズム推進事業(600 千円)

農山村地域の活性化に向け、地域の景観や伝統文化、体験施設等、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム実践活動

③ 食農教育支援事業(600 千円)

一般消費者や児童・生徒の食、農業に対する理解を促進するための農作業体験、調理加工体験、学校等との連携活動等の食農教育実践活動

④ 直売所等開設支援事業(300 千円)

地元農産物の地域内流通及び消費者等との交流を促進するための直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動

事務局事業

1. 静岡県農林水産業理解促進事業 (350 千円)

県民をはじめ、国内外へ幅広く、静岡県の農林水産業を紹介するためのパンフレット「静岡県の農林水産業」を作成・配布する。

組織の運営

総会、理事会のほか事業運営委員会、小委員会等を開催するとともに、事業の広報・募集に努め、適正かつ効率的な運営を行う。

Ⅱ 収支予算

収 支 予 算 書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	29,279,773	25,998,702	3,281,071
基本財産受取利息	29,279,773	25,998,702	3,281,071
特定資産運用益	165,316	45,791	119,525
特定資産受取利息	165,316	45,791	119,525
受取寄付金	28,000,000	40,000,000	△ 12,000,000
受取寄付金	3,000,000	5,000,000	△ 2,000,000
受取寄付金振替額	25,000,000	35,000,000	△ 10,000,000
特定資産取崩金	2,000,000	0	2,000,000
特定資産取崩金	2,000,000	0	2,000,000
雑収益	4,686	3,786	900
受取利息	4,686	3,786	900
雑収益	0	0	0
経常収益計	59,449,775	66,048,279	△ 6,598,504
(2) 経常費用			
事業費	56,069,956	71,969,000	△ 15,899,044
給料手当	5,018,640	5,687,600	△ 668,960
福利厚生費	1,029,270	1,118,400	△ 89,130
会議費	11,000	7,000	4,000
旅費交通費	162,000	153,000	9,000
通信運搬費	130,900	175,000	△ 44,100
減価償却費	39,346	0	39,346
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	93,600	64,000	29,600
印刷製本費	320,000	500,000	△ 180,000
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	49,000,000	64,000,000	△ 15,000,000
指定事業助成金	28,000,000	40,000,000	△ 12,000,000
担い手育成対策事業助成金	2,300,000	2,600,000	△ 300,000
地域農業振興対策事業助成金	16,900,000	18,800,000	△ 1,900,000
農村振興対策事業助成金	1,800,000	2,600,000	△ 800,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑 費	55,200	54,000	1,200
管理費	4,064,732	4,196,600	△ 131,868
給料手当	2,478,960	2,704,400	△ 225,440
福利厚生費	505,230	529,600	△ 24,370
会議費	99,000	63,000	36,000
旅費交通費	18,000	17,000	1,000
通信運搬費	56,100	75,000	△ 18,900
減価償却費	16,862	0	16,862
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	23,400	16,000	7,400
印刷製本費	180,000	150,000	30,000
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金(司法書士、会計士)	468,380	425,600	42,780
委託費	0	0	0
雑 費	128,800	126,000	2,800
経常費用計	60,134,688	76,165,600	△ 16,030,912
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 684,913	△ 10,117,321	9,432,408
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 684,913	△ 10,117,321	9,432,408

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 684,913	△ 10,117,321	9,432,408
一般正味財産期首残高	34,569,428	55,954,802	△ 21,385,374
一般正味財産期末残高	33,884,515	34,569,428	△ 684,913
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	25,000,000	35,000,000	△ 10,000,000
受取寄付金	25,000,000	35,000,000	△ 10,000,000
基本財産運用益	10,842,887	8,505,802	2,337,085
基本財産受取利息	10,842,887	8,505,802	2,337,085
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	165,316	45,791	119,525
特定資産受取利息	165,316	45,791	119,525
一般正味財産への振替額	△ 38,796,331	△ 44,369,225	5,572,894
当期指定正味財産増減額	△ 2,788,128	△ 5,088,128	2,300,000
指定正味財産期首残高	2,043,664,354	2,048,752,482	△ 5,088,128
指定正味財産期末残高	2,040,876,226	2,043,664,354	△ 2,788,128
Ⅲ 正味財産期末残高	2,074,760,741	2,078,233,782	△ 3,473,041